

令和4（2022）年度第3回宇都宮構想区域病院及び有床診療所会議次第

日時 令和5（2023）年3月17日（金）

19時00分から20時00分

場所 WEB開催

（県会場：本館9階・会議室3）

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和4（2022）年度地域医療構想の進め方について【資料1】
- (2) 令和4（2022）年度具体的対応方針への対応について【資料2】
- (3) 外来医療の機能の明確化・連携について【資料3】

3 閉 会

令和4(2022)年度第3回宇都宮構想区域病院及び有床診療所会議 出席者

●病院及び有床診療所

令和5年3月17日時点

No.	種別	医療機関名	出欠	所属等	出席者名
1	病院	飯田病院	欠席		
2	病院	上野病院	欠席		
3	病院	宇都宮病院	欠席	総務課	田中 敏夫
4	病院	宇都宮記念病院	Web	院長	山本 雅一
5	病院	宇都宮第一病院	欠席		
6	病院	宇都宮中央病院	欠席		
7	病院	宇都宮内科病院	Web	本部	河内 昌哉
8	病院	宇都宮脳脊髄センター・シンフォニー病院	Web	院長	金 彪
9	病院	宇都宮東病院	欠席		
10	病院	宇都宮南病院	Web	総務	松宮 和宏
11	病院	宇都宮リハビリテーション病院	Web	医局	三澤 吉雄
				事務部	斎藤 弘美
12	病院	皆藤病院	欠席	院長	菊地 信子
13	病院	倉持病院	欠席		
14	病院	済生会宇都宮病院	Web	院長	野間 重孝
15	病院	佐藤病院	欠席		
16	病院	柴病院	Web	事務	高橋 邦彦
17	病院	白澤病院	Web	事務	山林 佑輔
18	病院	新宇都宮リハビリテーション病院	欠席		
19	病院	独立行政法人国立病院機構宇都宮病院	Web	院長	杉山 公美弥
20	病院	独立行政法人国立病院機構栃木医療センター	Web	院長	田村 明彦
21			Web	事務部	吉田 晃久
22	病院	独立行政法人地域医療機能推進機構うつのみや病院	Web	院長	八木澤 隆
23	病院	栃木県立がんセンター	Web	院長	尾澤 巖
24	病院	栃木県立リハビリテーションセンター	Web	経営企画室	大森 住夫
25	病院	沼尾病院	欠席		
26	病院	原眼科病院	欠席		
27	病院	藤井脳神経外科病院	Web	理事長	藤井 卓
28	病院	森病院	欠席		
29	病院	鷺谷記念病院	欠席		
30	診療所	アルテミス宇都宮クリニック	欠席		
31	診療所	宇都宮協立診療所	Web		大野 学
32	診療所	宇都宮肛門・胃腸クリニック	欠席		
33	診療所	宇都宮整形外科内科クリニック	欠席		
34	診療所	宇都宮脳脊髄センター	欠席		
35	診療所	おおくぼ眼科	欠席		
36	診療所	大野内科医院	欠席		
37	診療所	奥田クリニック	Web	理事長	奥田 康輔
38				事務長	大森 康行
39	診療所	かしわぶち産婦人科	欠席		
40	診療所	かわつクリニック	欠席		
41	診療所	こいけレディースクリニック	欠席		
42	診療所	佐々木記念クリニック	欠席		
43	診療所	柴崎外科医院	欠席		
44	診療所	たかしま耳鼻咽喉科	欠席		
45	診療所	高橋あきら産婦人科医院	欠席		
46	診療所	高橋内科胃腸科外科	欠席		
47	診療所	高橋レディースクリニック	Web		嶋田 敦司
48	診療所	ちかざわLadies' クリニック	欠席		
49	診療所	冨塚メディカルクリニック	欠席		
50	診療所	中田ウィメンズ&キッズクリニック	欠席		
51	診療所	根本外科胃腸科医院	欠席		
52	診療所	のうか眼科	欠席		
53	診療所	はぎわらクリニック	Web		萩原 正博
54	診療所	早津眼科医院	欠席		
55	診療所	福島眼科医院	欠席		
56	診療所	みずほの耳鼻咽喉科	欠席		
57	診療所	村山医院	欠席		
58	診療所	目黒医院	欠席		
59	診療所	矢野整形外科医院	欠席		
60	診療所	ゆめクリニック	欠席		

●宇都宮地域医療構想調整会議委員

No.	種別	医療機関名	出欠	所属等	出席者名
1	委員	一般社団法人宇都宮市医師会	会場	会長	松本 国彦
2	委員	一般社団法人宇都宮市医師会	会場	理事	村井 邦彦
3	委員	一般社団法人宇都宮市歯科医師会	欠席	会長	北條 茂男
4	委員	一般社団法人宇都宮市薬剤師会	Web	会長	高野澤 昇
5	委員	公益社団法人栃木県看護協会	Web	会長	朝野 春美
6	委員	済生会宇都宮病院	Web	院長	野間 重孝
7	委員	独立行政法人国立病院機構栃木医療センター	Web	院長	田村 明彦
8	委員	独立行政法人国立病院機構宇都宮病院	Web	院長	杉山 公美弥
9	委員	独立行政法人地域医療機能推進機構うつのみや病院	Web	院長	八木澤 隆
10	委員	地方独立行政法人栃木県立がんセンター	Web	病院長	尾澤 巖
11	委員	宇都宮記念病院	Web	院長	山本 雅一
12	委員	藤井脳神経外科病院	Web	理事長	藤井 卓
13	委員	皆藤病院	欠席	院長	菊池 信子
14	委員	根本外科胃腸科医院	欠席	理事長	根本 猛彦
15	委員	一般社団法人栃木県老人福祉施設協議会	Web	理事	沼尾 成美
16	委員	一般社団法人栃木県老人保健施設協会	欠席	理事	藤沼 澄夫
17	委員	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会	Web	会員	佐藤 亜紀子
18	委員	特定非営利活動法人とちぎケアマネジャー協会	欠席	副会長	川田 雅一
19	委員	宇都宮市自治会連合会	会場	会長	藤原 由房
20	委員	獨協医科大学	欠席	教授	小橋 元
21	委員	全国健康保険協会栃木支部	Web	支部長	宮崎 務
22	委員	栃木銀行健康保険組合	欠席	常務理事	安蘇谷 秀夫
23	委員	宇都宮市保健福祉部高齢福祉課	欠席	主幹(介護保険担当)	渡部 淳一
24	委員	宇都宮市保健福祉部保健所	会場	総務課長	木原 晴子

●地域医療構想アドバイザー

No.	所属	出席方法	職名	出席者名
1	地域医療構想アドバイザー	Web		稲野 秀孝
2	地域医療構想アドバイザー	Web		白石 悟

●事務局

No.	所属	出席方法	職名	出席者名
1	栃木県保健福祉部医療政策課	会場	課長	高橋 一貴
2	〃	会場	課長補佐(総括)	野中 延寿
3	〃	会場	課長補佐(総括)	早川 貴裕
4	〃	会場	主査	蓼沼 正樹
5	〃	会場	主査	竹内 雄飛
6	〃	会場	主任	沼尾 敬介
7	宇都宮市保健福祉部保健所総務課地域医療グループ	会場	総括	塩入 智明

宇都宮構想区域病院及び有床診療所会議設置要綱

(設 置)

第1条 宇都宮地域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた協議等を行うため、宇都宮地域医療構想調整会議設置要綱第7条の規定に基づき、「宇都宮構想区域病院及び有床診療所会議」（以下「病診会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 病診会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療構想に掲げる将来の目指すべき医療提供体制の協議等に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組 織)

第3条 病診会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院及び有床診療所の代表
- (2) その他関係機関・団体の代表

(議 長)

第4条 病診会議に議長を置く。

- 2 議長は、宇都宮地域医療構想調整会議の議長が務める。

(会 議)

第5条 病診会議の会議は、栃木県保健福祉部医療政策課長が招集する。

(事務局)

第6条 病診会議の事務局は、栃木県保健福祉部医療政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、病診会議の運営に関し必要な事項は、栃木県保健福祉部医療政策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から実施する。

令和4(2022)年度 地域医療構想等の進め方について

栃木県 保健福祉部 医療政策課

地域医療構想の内容(医療法で定められたもの)

1. 2025年の**医療需要**
2. 2025年に目指すべき**医療提供体制**
3. 目指すべき医療提供体制を実現するための**施策**
例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備
医療従事者の確保・養成等

消費税増税分を活用した
地域医療介護総合確保基金
(H26~)で、医療機関の
自主的な取組を支援するなど

地域医療構想で目指す医療提供体制

- 将来の医療需要・受療動向を踏まえた、必要な医療の確保
地域ごとに、① 総量の確保、② 機能ごとの確保、③ 空白地域がないような配置、
など考慮していく
- 医療機能の分化・連携による効率的な医療提供体制の構築
各医療機関の強み、得意分野が見える化し、地域で集約化、役割分担を図る取組など
- 地域での生活を支える、療養環境の整備
地域の特性に合わせ、入院、在宅医療、介護のベストミックスで慢性期の需要を支えていく

「地域医療構想の進め方について」※のポイント

第13回地域医療構想に関するWG 資料1-1

地域医療構想調整会議の協議事項

※ 平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

【個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応】

- 都道府県は、毎年度、地域医療構想調整会議において合意した具体的対応方針をとりまとめること。

（具体的対応方針のとりまとめには、以下の内容を含むこと。）

- ① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
- ② 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数

⇒平成30年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、具体的対応方針のとりまとめの進捗状況を考慮する。

- 公立病院、公的医療機関等は、「新公立病院改革プラン」「公的医療機関等2025プラン」を策定し、平成29年度中に協議すること。

⇒協議の際は、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率、民間医療機関との役割分担などを踏まえ公立病院、公的病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。

- その他の医療機関のうち、担うべき役割を大きく変更する病院などは、今後の事業計画を策定し、速やかに協議すること。

- 上記以外の医療機関は、遅くとも平成30年度末までに協議すること。

【その他】

- 都道府県は、以下の医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、必要な説明を行うよう求めること。

・病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関 ・新たな病床を整備する予定の医療機関 ・開設者を変更する医療機関

地域医療構想調整会議での個別の医療機関の取組状況の共有

- 都道府県は、個別の医療機関ごと(病棟ごと)に、以下の内容を提示すること。

- ①医療機能や診療実績
- ②地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金等の活用状況
- ③公立病院・公的病院等について、病床稼働率、紹介・逆紹介率、救急対応状況、医師数、経営に関する情報など

地域医療構想調整会議の運営

- 都道府県は、構想区域の実情を踏まえながら、年間スケジュールを計画し、年4回は地域医療構想調整会議を実施すること。

- 医療機関同士の意見交換や個別相談などの場を組合せながら、より多くの医療機関の主体的な参画が得られるよう進めること。

地域医療構想の実現に向けた推進体制

地域医療構想調整会議（県）

- ・調整会議議長、県医師会長、県病院協会、県保険者協議会、調整会議議長を除く郡市医師会の代表、（議題に応じた参加者）
- ・年2回程度開催
- ・調整会議における県の方針、協議の優先度の決定 等

栃木県医療介護総合確保推進協議会

- ・医療関係者、介護関係者、市町等
- ・年2回程度開催
- ・将来目指すべき医療提供体制の検討、協議
- ・地域医療介護総合確保基金に係る計画の策定及び進捗管理 等



情報共有



報告

助言

報告



助言

地域医療構想調整会議

- ・医療関係者、介護関係者、市町等
- ・年2回程度開催
- ・将来目指すべき医療提供体制の検討、協議
- ・地域医療介護総合確保基金事業の提案や実施への提言 等

病院及び有床診療所会議 （部会扱い）

- ・全ての病院及び有床診療所
- ・年2回程度開催
- ・従来の病院等情報交換会の機能を見直し、合意・承認の機能を有する会議として、より個別具体的な協議の実施

医療・介護の体制整備に係る協議の場

- ・調整会議＋介護療養病床を有する病院、診療所等＋市町（介護保険事業担当課）
- ・年1回程度開催
- ・地域での慢性期の療養等に関する、在宅医療の資源確保や医療・介護連携体制の構築・将来の医療需要に対応するサービスごとの整備目標・見込み量について、達成状況の共有

連携

具体的対応方針の再検証等について（令和2年1月17日付け医政局長通知のポイント）

1. 基本的な考え方

- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において「地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行う」とされたことを踏まえ、地域医療構想調整会議における地域の現状や将来像を踏まえた議論を活性化させることを目的に、厚生労働省において、公立・公的医療機関等の高度急性期・急性期機能に着目した診療実績データの分析を実施。
- このうち、「A 診療実績が特に少ない」（診療実績が無い場合も含む。）が9領域全て（以下「A9病院」という。）、又は「B 類似かつ近接」（診療実績が無い場合も含む。）が6領域全て（人口100万人以上の構想区域を除く。以下「B6病院」という。）となっている公立・公的医療機関等の具体的対応方針を再検討の上、地域医療構想調整会議において改めて協議し、合意を得るよう求めるもの。
- 厚生労働省の分析結果は、公立・公的医療機関等の将来担うべき役割や、それに必要な病床数や病床の機能分化・連携等の方向性を機械的に決めるものではない。各公立・公的医療機関等の取組の方向性については、地域医療構想調整会議において、当該分析だけでは判断し得ない地域の实情に関する知見を補いながら、議論を尽くすこと。

2. 再検証要請等の内容

宇都宮地域医療構想調整会議とりまとめ部分

（1）再検証対象医療機関（A9・B6病院）の具体的対応方針の再検証

以下①～③についてA9・B6病院で検討の上、その検討結果を調整会議で協議すること。

B6病院が所在する構想区域の調整会議では、④についても協議すること。

A9病院が所在する構想区域の調整会議では、必要に応じて、④についても協議すること。

- ① 現在の地域の急性期機能、人口の推移、医療需要の変化等、医療機関を取り巻く環境を踏まえ、2025年を見据えた自医療機関の役割の整理
- ② ①を踏まえた上で、分析の対象とした領域ごとの医療機能の方向性（他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小等）
- ③ ①②を踏まえた4機能別の病床の変動

【構想区域全体の2025年の医療提供体制の検証】

- ④ 構想区域全体における領域ごとの2025年の各医療機関の役割分担の方向性等（必要に応じて、病床数や医療機能を含む。）

（2）一部の領域で「診療実績が特に少ない」又は「類似かつ近接」に該当する公立・公的医療機関等（A1～8・B1～5病院）への対応

調整会議において、A1～8・B1～5病院（人口100万人以上の構想区域を除く。）の具体的対応方針について改めて議論すること。（※）

具体的対応方針の見直しが必要と調整会議が判断した場合、当該医療機関は具体的対応方針の見直しを行い、調整会議で改めて協議の上、合意を得ること。

※ 2019年3月までに合意された具体的対応方針における役割及び病床数が現状から変更がないもの等については、将来の医療需要等を踏まえてその妥当性を確認することに留意。

（3）H29病床機能報告未報告医療機関等への対応

調整会議において、H29病床機能報告未報告等医療機関等は、具体的対応方針の妥当性について、直近の自医療機関の実績等を踏まえて説明すること。調整会議において合意が得られなければ、具体的対応方針を見直し、調整会議で改めて協議の上、合意を得ること。

3. 主な留意事項

- 定例的な調整会議の会議資料や議事録等ではできる限り速やかな公表に努めること。ただし、国から提供した分析結果は、都道府県の最終確認を踏まえ国が確定するまでは、当該資料等については非公表として取り扱うこと。
また、随時開催を組み合わせながら、より多くの医療機関の参画が得られるような工夫をすること。
- 公立・公的医療機関等については、開設主体ごとに期待される役割や税制上・財政上の措置等の違いに留意が必要。等

4. 今後の進め方及び議論の状況把握

当面、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を基本として、調整会議での議論を進めること。

今後、厚生労働省において、再検証に係る地域医療構想調整会議の議論の状況を把握し、2020年度から2025年までの具体的な進め方（スケジュール等）については、状況把握の結果及び地方自治体の意見を踏まえ、整理の上改めて通知予定。

公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果

医療機関施設名	A 診療実績が特に少ない									A	B 類似かつ近接						B	再検証要請対象医療機関
	がん	心筋梗塞等の心血管疾患	脳卒中	救急医療	小児医療	周産期医療	災害医療	へき地医療	研修・派遣機能	該当数	がん	心筋梗塞等の心血管疾患	脳卒中	救急医療	小児医療	周産期医療	該当数	
部那須赤十字病院									0			●		●			2	
那須南病院	●	●	●		●	●	●	●	7		●	●		●	●		4	
上都賀総合病院		●	●		●	●			4		●	●		●			3	
JCHOうつのみや病院	●	●	●		●	●		●	7	●	●	●	●	●	●		6	
済生会宇都宮病院								●	1			●					1	
NHO栃木医療センター						●		●	3	●	●		●	●	●		5	
NHO宇都宮病院	●	●	●	●	●	●	●	●	9	●	●	●	●	●	●		6	
栃木県立がんセンター		●	●	●	●	●	●	●	8		●	●	●	●	●		5	
芳賀赤十字病院									0								0	
自治医科大学附属病院								●	1				●				1	
新小山市市民病院					●	●	●	●	5						●		1	
とちぎメディカルセンターしもつが		●	●		●	●	●	●	6		●			●	●		3	
獨協医科大学病院								●	1		●			●			2	
佐野厚生総合病院						●	●		2								0	
足利赤十字病院							●		1								0	

- 地域医療構想については、各都道府県に対して、引き続き、「地域医療構想の進め方について」（平成30年2月7日付け通知）及び「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和2年1月17日付け通知）等における一連の記載を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進めていただくこととするが、その際、以下の留意点を追加的に示すこととする。

項目	各都道府県に対して追加的に示す留意点
①基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、各都道府県において第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定作業が2023年度までかけて進められる際には、各地域で記載事項追加（新興感染症等対応）等に向けた検討や病床の機能分化・連携に関する議論等を行っていただく必要があるため、その作業と併せて、2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う。 ○ その際、各都道府県においては、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを十分に考慮する。 ○ また、2024年度より医師の時間外労働の上限規制が適用され、2035年度末に暫定特例水準を解消することとされており、こうした動きも見据え、各構想区域において、地域医療構想の実現に向けた取組を進め、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の確保を図ることが重要であることに十分留意する。 ○ 地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。
②具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「人口100万人以上の構想区域における公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和3年7月1日付け通知）2.（3）において、「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等、地域医療構想の実現に向けた今後の工程に関しては、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、各地域において地域医療構想調整会議を主催する都道府県等とも協議を行いながら、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとしている。」としていたことについては、2022年度及び2023年度において、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこととする。 ○ このうち公立病院については、病院事業を設置する地方公共団体は、2021年度末までに総務省において策定する予定の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議する。

項目	各都道府県に対して追加的に示す留意点
②具体的な取組(つづき)	<p>○ また、民間医療機関を含め、議論の活性化を図るため、必要に応じて以下の観点も参照するとともに、重点支援区域の選定によるデータ分析等の技術的支援なども併せて活用し、議論を行う。</p> <p>※民間医療機関を含めた議論の活性化を図るための観点の例（2020年3月19日の地域医療構想ワーキンググループにおける議論より）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度急性期・急性期機能を担う病床…厚生労働省の診療実績の分析に含まれていない手術の一部や内科的な診療実績、地理的要因を踏まえた医療機関同士の距離 ・ 回復期機能を担う病床…回復期リハビリテーションとそれ以外の機能について、算定している入院料、公民の違いを踏まえた役割分担、リハビリの実施状況、予定外の入院患者の状況 ・ 慢性期機能を担う病床…介護保険施設等への転換の意向や転換の状況
③地域医療構想調整会議の運営	<p>○ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、地域医療構想調整会議の運営に当たっては、感染防止対策を徹底するとともに、医療従事者等の負担に配慮する。</p> <p>○ 年間の開催回数についても、必ずしも一律に年4回以上行うことを求めるものではないが、オンラインによる開催も検討し、必要な協議が十分に行われるよう留意する。</p> <p>○ 感染防止対策の一環として会議の傍聴制限を行った場合には、会議資料や議事録等の公表について、とりわけ速やかに行うよう努める。</p>
④検討状況の公表等	<p>○ 検討状況については、定期的に公表を行う。具体的には、2022年度においては、2022年9月末及び2023年3月末時点における検討状況をP4に示す様式に記入し、厚生労働省に報告するとともに、各都道府県においてはその報告内容を基にホームページ等で公表する。</p> <p>○ 各都道府県ごとの検討状況については、今後、地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ等に報告することを予定している。</p> <p>○ また、様式に定める事項以外にも厚生労働省において、随時状況の把握を行う可能性がある。</p>
⑤重点支援区域	<p>○ 重点支援区域については、都道府県からの申請を踏まえ、厚生労働省において選定しているが、今後、全ての都道府県に対して申請の意向を聞くことを予定している。</p>
⑥その他	<p>○ 第8次医療計画の策定に向けては、現在、第8次医療計画等に関する検討会や同検討会の下WG等において「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しに関する議論を行っているが、この検討状況については適宜情報提供していく。</p>

今後の協議方法

3月の病院及び有床診療所会議において、以下のとおり対象医療機関に対し説明をお願いしたい。（説明する順番については、別添「説明対象医療機関一覧」の説明順番を参照のこと）

1. 説明対象医療機関

- 病院（20床以上の一般病床又は療養病床を有する医療機関 ※精神病床は除く）
- 他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小、機能廃止、病床数の変動等の予定がある旨回答した有床診療所

2. 説明いただく内容

- 自医療機関の考える、「現在における自医療機関の役割」と「2025年の役割における自医療機関の役割」
（※同医療機関が地域において提供している主な医療を中心に説明をいただく）
- 「2025年の役割における自医療機関の役割」を担うにあたり、現在感じている課題（含む、働き方改革による影響）
- 他の医療機関との機能統合等の予定がある場合、その内容
- 建替の予定がある場合、その内容
- 公立病院経営強化プランの策定対象の場合、現在の取り組み状況（公立病院のみ）
- 令和4年度病床機能報告で休棟を有すると回答した病院の場合、非稼働の理由、今後の運用見通しに係る計画（医療従事者の確保の方針や資金調達計画、スケジュールなど病棟再開に向けた具体的な計画）

今後の協議方法

3. 説明時間

1 医療機関あたり5分程度

4. その他

- 令和4年9月12日厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡「地域医療構想調整会議における検討状況等の確認について（依頼）」における「対応方針の協議状況」について、現在は「2 検討中（再検証対象医療機関にあっては6 検証中）」で回答をお願いしている。
- 説明すべき医療機関がすべて説明が終わった段階で、構想区域ごとに順次「3 合意済」とすることとしたい。



- 今後の協議方法(案)について、「1. 説明対象医療機関」の選定方法についてご意見いただきたい。
- 併せて「2. 説明いただく内容」について、追加すべき内容、不要な内容等あればご意見いただきたい。

【資料2】令和4年度意向調査及び役割調査（宇都宮構想区域）

●現時点で、自医療機関が担う意向のある診療機能または診療内容(がん分野-部位臓器別・療法別)																			
現時点で、自医療機関が担う意向のある診療機能または診療内容(該当する診療機能または診療内容を○を付けてください。)	大項目	(1)手術療法	(2)手術療法	(3)手術療法	(4)手術療法	(5)手術療法	(6)手術療法	(2)放射線療法	(3)放射線療法	(4)放射線療法	(5)放射線療法	(6)放射線療法	(7)放射線療法	(3)化学療法	(4)化学療法	(5)化学療法	(6)化学療法	(7)化学療法	(8)化学療法
	中項目	(a)肺・呼吸器	(b)乳腺	(c)消化器・消化管	(d)肝胆膵	(e)泌尿器	(f)生殖器	(a)肺・呼吸器	(b)乳腺	(c)消化器・消化管	(d)肝胆膵	(e)泌尿器	(f)生殖器	(a)肺・呼吸器	(b)乳腺	(c)消化器・消化管	(d)肝胆膵	(e)泌尿器	(f)生殖器
1 鷲谷記念病院																			
2 医療法人社団高砂会 飯田病院																			
3 上野病院																			
4 報徳会宇都宮病院																			
5 JCHOつつのみや病院		○	○	○	○	○								○		○	○	○	
6 皆藤病院																			
7 宇都宮リハビリテーション病院																			
8 医療法人慶晴会 宇都宮南病院																			
9 済生会宇都宮病院		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10 白澤病院																			
11 宇都宮第一病院				○															
12 沼尾病院																			
13 NHO栃木医療センター			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14 原眼科病院																			
15 宇都宮中央病院																			
16 栃木県立リハビリテーションセンター																			
17 NHO宇都宮病院		○	○	○	○	○								○	○	○			
18 宇都宮東病院																			
19 佐藤病院																			
20 宇都宮記念病院		○	○	○	○	○								○	○	○	○	○	
21 倉持病院																			
22 栃木県立がんセンター		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23 藤井脳神経外科病院																			
24 栄病院																			
25 宇都宮内科病院																			
26 第宇都宮リハビリテーション病院																			
27 宇都宮脳脊髄センター・シンフォニー病院																			
28 おおくぼ眼科																			
29 早津眼科医院																			
30 宇都宮脳脊髄センター																			
31 宇都宮肛門・胃腸クリニック																			
32 ゆめクリニック																			
33 大野内科医院																			
34 高橋内科胃腸科外科																			
35 かむつクリニック																			
36 のうか眼科																			
37 高橋レディースクリニック																			
38 アルデミス宇都宮クリニック																			
39 はぎわらクリニック						○													
40 こいナレディスクリニック																			
41 根本外科胃腸科医院																			
42 宇都宮整形外科内科クリニック																			
43 柴崎外科医院																			
44 目黒医院																			
45 富塚メディカルクリニック																			
46 高橋あきら産婦人科医院																			
47 奥田クリニック																			
48 かしわぶち産婦人科																			
49 ちかざわLadies'クリニック																			
50 矢野整形外科医院																			
51 みずまの耳鼻咽喉科																			
52 宇都宮協立診療所																			
53 村山医院				○															
54 中田ウィメンズ&キッズクリニック																			
55 福島眼科医院																			
56 たかしま耳鼻咽喉科																			

外来機能報告及び紹介受診重点医療 機関について

医療政策課

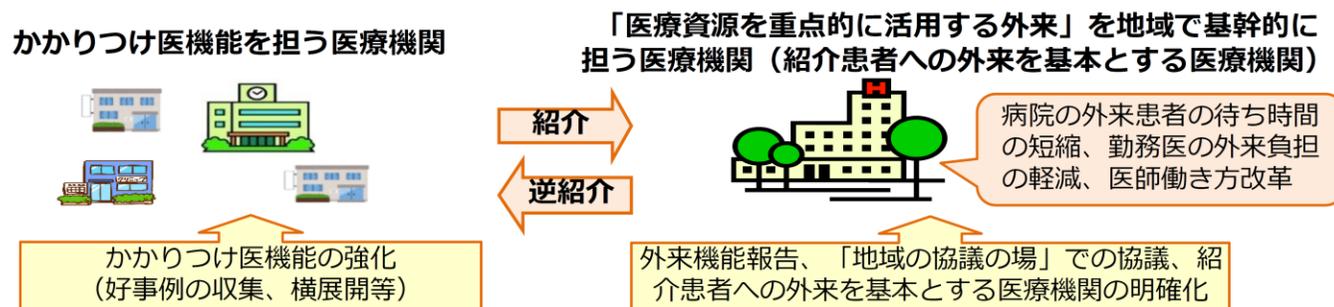
1. 外来医療の課題

- 患者の医療機関の選択に当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、患者にいわゆる大病院志向がある中、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じている。
- 人口減少や高齢化、外来医療の高度化等が進む中、かかりつけ医機能の強化とともに、外来機能の明確化・連携を進めていく必要。

2. 改革の方向性

- 地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、
 - ① 医療機関が都道府県に外来医療の実施状況を報告する。
 - ② ①の外来機能報告を踏まえ、「地域の協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行う。
 → ①・②において、協議促進や患者の分かりやすさの観点から、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関（紹介患者への外来を基本とする医療機関）を明確化
 - ・ 医療機関が外来機能報告の中で報告し、国の示す基準を参考にして、地域の協議の場で確認することにより決定

➡ 患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革に寄与



〈「医療資源を重点的に活用する外来」のイメージ〉

- 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来（悪性腫瘍手術の前後の外来 など）
- 高額等の医療機器・設備を必要とする外来（外来化学療法、外来放射線治療 など）
- 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来 など）

紹介受診重点医療機関について

○ 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化する。

- ① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、
- ② 「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。

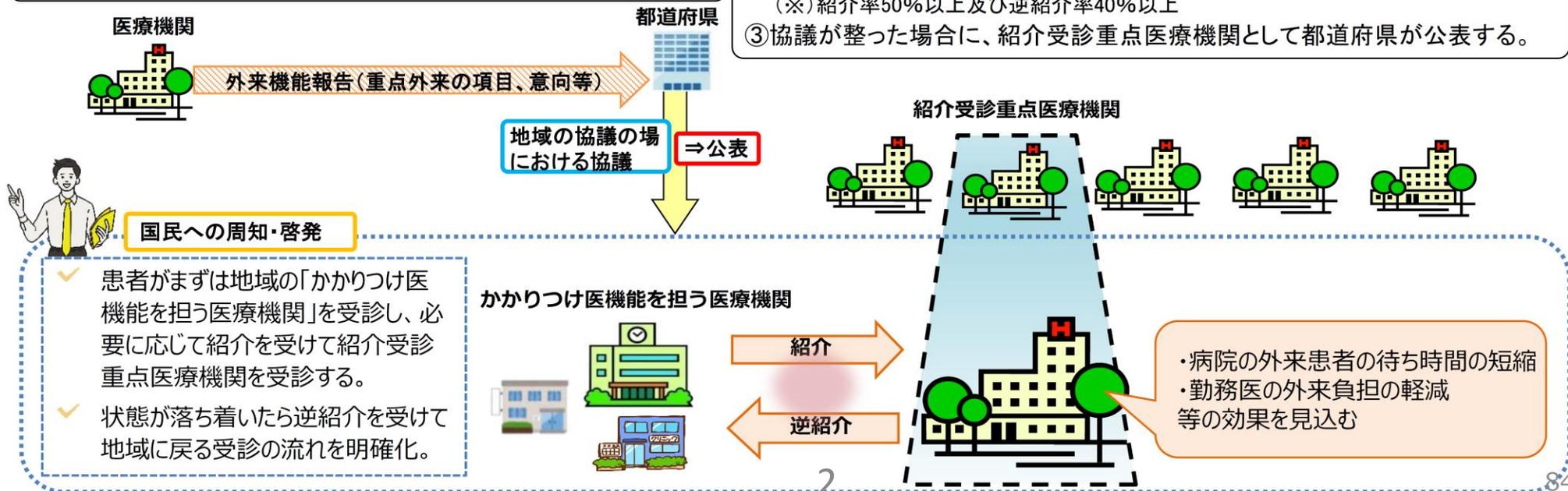
※ 紹介受診重点医療機関(一般病床200床以上の病院に限る。)は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

【外来機能報告】

- 「医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)」等の実施状況
 - ・ 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
 - ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
 - ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来
- 紹介・逆紹介の状況
- 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

【地域の協議の場】

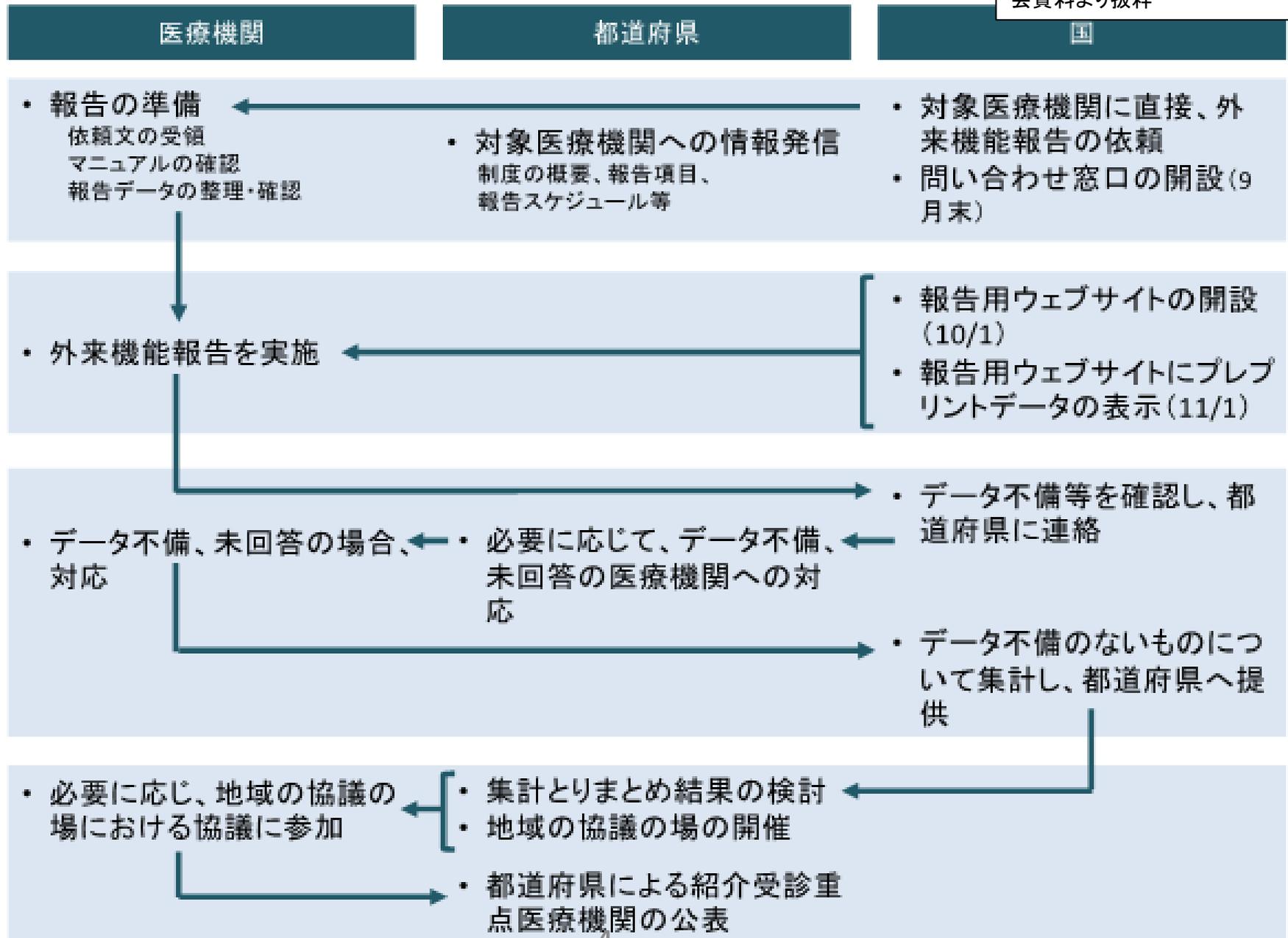
- ① 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準(※)を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。
(※) 初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ
再診に占める重点外来の割合25%以上
- ② 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関であって、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等(※)を活用して協議を行う。
(※) 紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
- ③ 協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。



- 病床機能報告及び今年度より開始される外来機能報告は、報告期間が10月1日から11月30日と定められている。その中で、診療実績を報告する「報告様式2」については、医療機関の事務負担軽減等のため、レセプト情報・特定健診等データベース（NDB）の集計結果を提供した上で、11月1日から11月30日に報告いただく予定であった。
- 今般、集計のために参照しているNDBにおいて一部レセプト情報の補正作業を行う必要があることから、病床機能報告及び外来機能報告について、報告様式2の報告開始を延期したところ。
 - ※ なお、報告様式2の開始の延期については、11月14日付事務連絡等により都道府県及び医療機関に対して周知を行った。
- 当該事象の影響を受けたのは外来機能報告のみであり、病床機能報告については影響を受けていないことが判明したため、それぞれについて下記の通り対応いただくこととし、12月7日に通知を発出した。
 - ・ 病床機能報告については、令和4年12月8日より報告様式2の報告を開始し、報告様式1・2ともに、報告期限を令和5年1月13日までとする。
 - ・ 外来機能報告については、一部レセプト情報の補正作業後に再度集計を行う必要があるため、令和5年2月下旬から3月上旬に開始することを目途に、詳細については改めて通知を発出する。なお、報告期限についても報告開始時期と併せて改めてお知らせすることとする。

外来機能報告の当初のスケジュール（延期前）

令和4年12月14日(水)
 外来機能報告制度に関する説明
 会資料より抜粋



外来機能報告制度を活用した紹介受診重点医療機関に係る協議の進

意向あり

意向なし

紹介受診重点外来の基準

満たす

- 1 紹介受診重点医療機関
* 「外来医療に係る地域の協議の場」での確認

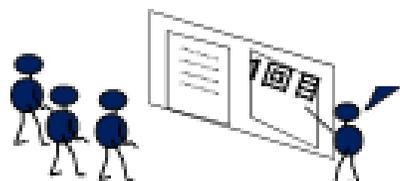
- 2 「外来医療に係る地域の協議の場」での協議

満たさない

- 3 「外来医療に係る地域の協議の場」での協議

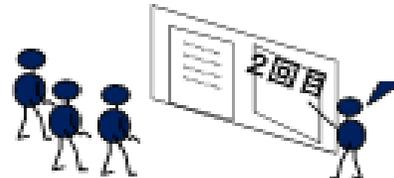
「外来医療に係る地域の協議の場」での協議

地域性や医療機関の特性等を考慮して
協議（1回目）



医療機関の意向と異なる結論
となった場合

協議を再度実施（2回目）



【協議を進める上で必要な事項】

- 協議の場における検討については、以下の内容を参考とする。
 - ・ 紹介受診重点外来の基準（初診40%以上かつ再診25%以上）
 - ・ 紹介受診重点医療機関となる意向
 - ・ 紹介率・逆紹介率の水準（紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上）
 - ・ 当該医療機関の機能（特定機能病院、地域医療支援病院、紹介受診重点医療機関 等）
 - ・ 外来医療の実施状況や当該地域の地域性
 - ・ 必要に応じ、医療機関から提出を受けた、紹介受診重点外来の基準と医療機関の意向が合致しない理由書等
- なお、協議の場を行う前に、協議の場での結論の取りまとめ方法について、確認しておくことが望ましい。

協議の場における結果の公表方法について (2/2)

- 都道府県において、紹介受診重点医療機関についてとりまとめた後に、対象医療機関に通知の上、都道府県ホームページに掲載をお願いしたい。
- また、以下の所定の様式(案)*及び掲載先ホームページ(URL)を厚生労働省医政局地域医療計画課あて、併せて報告をお願いします。

紹介重点受診医療機関リスト (イメージ) *

令和●年●月●日

紹介重点受診医療機関

No	県番号	県名	医療機関コード	病床・外来管理番号	医療機関名称	公表日	廃止日
1	01	北海道	1234567	12345678	●●病院	令和●年●月●日	
2	01	北海道	1234567	12345678	●●病院	令和●年●月●日	
3	01	北海道	1234567	12345678	●●病院	令和●年●月●日	令和●年●月●日
4	01	北海道	1234567	12345678	●●病院	令和●年●月●日	令和●年●月●日
5	01	北海道	1234567	12345678	●●病院	令和●年●月●日	

※様式は情報が確定され次第お送りする予定

※現在、調整中の内容も含むため取り扱いに留意すること

外来機能報告の報告様式2のスケジュール等について

(令和5年2月3日厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)

令和4年度外来機能報告については、令和4年11月1日より報告様式2の報告を開始することとしておりましたが、先般、一部確認を要する事象が発見されたことに伴い、報告開始を延期させていただいているところ、関係者の皆様には大変御迷惑をおかけしております。外来機能報告の報告期間及び地域の協議の場（以下「協議の場」という。）の開催期間について、下記のとおり御連絡差し上げます。

1 報告期間

- (1) 報告様式1 令和4年10月1日～令和5年3月29日（予定）
- (2) 報告様式2 令和5年3月6日～令和5年3月29日（予定）

2 報告後のスケジュール

- (1) 都道府県による確認期間
令和5年4月1日～令和5年4月30日（予定）
- (2) 紹介受診重点医療機関のとりまとめ等に向けた協議の場で活用するデータの国からの提供日
令和5年5月中（予定）
- (3) 紹介受診重点医療機関のとりまとめ等に向けた協議の場で活用するデータの国からの提供日
令和5年6月中（予定）
- (4) 令和4年度外来機能報告に係る協議の場の開催期間
令和5年5月～令和5年7月（予定）

➤ 栃木県においては令和5年度の各地域の地域医療構想調整会議(第1回)にて協議開始予定

令和4（2022）年度第3回宇都宮地域医療構想調整会議

日時 令和5（2023）年3月17日（金）

20時10分から20時40分

場所 WEB開催【非公開】

（県会場：本館9階会議室3）

1 開 会

2 議 題

(1) 特例届出診療所（周産期に係る病床）の設置について（資料1）

3 その他

4 閉 会

宇都宮地域医療構想調整会議設置要綱

(設 置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき、宇都宮地域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた協議等を行うため、「宇都宮地域医療構想調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療構想に掲げる将来の目指すべき医療提供体制の協議等に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組 織)

第3条 調整会議は、委員25名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から栃木県保健福祉部長が委嘱する。

- (1) 地域の医療関係団体等の代表
- (2) 地域の介護福祉関係団体等の代表
- (3) 住民の代表
- (4) 宇都宮市保健所の代表
- (5) 学識経験者
- (6) その他地域の関係機関・団体の代表

(任 期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(議 長)

第5条 調整会議に議長を置く。

2 議長は、委員の互選により選出し、調整会議の進行にあたる。

(会 議)

第6条 調整会議の会議は、栃木県保健福祉部医療政策課長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、調整会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(部 会)

第7条 議長は、必要に応じて部会を設置することができる。

(事務局)

第8条 調整会議の事務局は、栃木県保健福祉部医療政策課に置く。

2 調整会議の庶務は、栃木県保健福祉部医療政策課及び宇都宮市保健所が共同で行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、栃木県保健福祉部医療政策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から実施する。

宇都宮地域医療構想調整会議委員

任期 令和4(2022)年11月1日～令和6(2024)年10月31日

No.	団 体 名	役職名	委員名	備 考
1	一般社団法人宇都宮市医師会	会長	松本 国彦	
2	一般社団法人宇都宮市医師会	理事	村井 邦彦	
3	一般社団法人宇都宮市歯科医師会	会長	北條 茂男	
4	一般社団法人宇都宮市薬剤師会	会長	高野澤 昇	
5	公益社団法人栃木県看護協会	会長	朝野 春美	
6	済生会宇都宮病院	院長	野間 重孝	
7	独立行政法人国立病院機構栃木医療センター	院長	田村 明彦	
8	独立行政法人国立病院機構宇都宮病院	院長	杉山 公美弥	
9	独立行政法人地域医療機能推進機構うつのみや病院	院長	八木澤 隆	
10	地方独立行政法人栃木県立がんセンター	理事長	尾澤 巖	
11	宇都宮記念病院	院長	山本 雅一	
12	藤井脳神経外科病院	理事長	藤井 卓	
13	皆藤病院	院長	菊池 信子	
14	根本外科胃腸科医院	理事長	根本 猛彦	
15	一般社団法人栃木県老人福祉施設協議会	理事	沼尾 成美	
16	一般社団法人栃木県老人保健施設協会	理事	藤沼 澄夫	
17	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会	会員	佐藤 亜紀子	
18	特定非営利活動法人とちぎケアマネジャー協会	副会長	川田 雅一	
19	宇都宮市自治会連合会	会長	藤原 由房	
20	獨協医科大学	教授	小橋 元	
21	全国健康保険協会栃木支部	支部長	宮崎 務	
22	栃木銀行健康保険組合	常務理事	安蘇谷 秀夫	
23	宇都宮市保健福祉部高齢福祉課	主幹(介護保険担当)	渡部 淳一	
24	宇都宮市保健福祉部保健所	総務課長	木原 晴子	

令和4(2022)年第3回宇都宮地域医療構想調整会議 出席者

No.	団 体 名	役職名	委員名	出欠
1	一般社団法人宇都宮市医師会	会長	松本 国彦	会場
2	一般社団法人宇都宮市医師会	理事	村井 邦彦	会場
3	一般社団法人宇都宮市歯科医師会	会長	北條 茂男	欠席
4	一般社団法人宇都宮市薬剤師会	会長	高野澤 昇	Web
5	公益社団法人栃木県看護協会	会長	朝野 春美	Web
6	済生会宇都宮病院	院長	野間 重孝	Web
7	独立行政法人国立病院機構栃木医療センター	院長	田村 明彦	Web
8	独立行政法人国立病院機構宇都宮病院	院長	杉山 公美弥	Web
9	独立行政法人地域医療機能推進機構うつのみや病院	院長	八木澤 隆	Web
10	地方独立行政法人栃木県立がんセンター	理事長	尾澤 巖	Web
11	宇都宮記念病院	院長	山本 雅一	Web
12	藤井脳神経外科病院	理事長	藤井 卓	Web
13	皆藤病院	院長	菊池 信子	欠席
14	根本外科胃腸科医院	理事長	根本 猛彦	
15	一般社団法人栃木県老人福祉施設協議会	理事	沼尾 成美	Web
16	一般社団法人栃木県老人保健施設協会	理事	藤沼 澄夫	
17	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会	会員	佐藤 亜紀子	Web
18	特定非営利活動法人とちぎケアマネジャー協会	副会長	川田 雅一	
19	宇都宮市自治会連合会	会長	藤原 由房	会場
20	獨協医科大学	教授	小橋 元	
21	全国健康保険協会栃木支部	支部長	宮崎 務	Web
22	栃木銀行健康保険組合	常務理事	安蘇谷 秀夫	欠席
23	宇都宮市保健福祉部高齢福祉課	主幹(介護保険担当)	渡部 淳一	Web
24	宇都宮市保健福祉部保健所	総務課長	木原 晴子	会場

(地域医療構想アドバイザー)

No.	職 名	氏 名	出席方法
1	地域医療構想アドバイザー	稲野 秀孝	Web
2	地域医療構想アドバイザー	白石 悟	Web

(事務局)

No.	所 属	職 名	氏 名	出席方法
1	栃木県保健福祉部医療政策課	課長	高橋 一貴	会場
2	"	課長補佐(総括)	野中 延寿	会場
3	" (地域医療担当)	課長補佐(総括)	早川 貴裕	会場
4	" (地域医療担当)	主査	蓼沼 正樹	会場
5	" (地域医療担当)	主査	竹内 雄飛	会場
6	" (地域医療担当)	主任	沼尾 敬介	会場
7	宇都宮市保健福祉部保健所総務課地域医療グループ	総括	塩入 智明	会場